

令和元年度 福井県公共事業等評価委員会 開催結果概要【農林水産部、土木部】

1 日 時 令和元年 10 月 19 日（土）13：00～16：10

2 場 所 福井県庁 中会議室

3 出席者

（1）委員 10名のうち8名出席

会 長	小嶋 啓介	福井大学大学院工学研究科教授
委 員	岩佐 裕美	弁護士
	加茂 詞朗	タケフナイフビレッジ理事
	川本 義海	福井大学大学院工学研究科教授
	境 宏恵	福井県立大学経済学部准教授
	高津 琴博	NPO 法人田んぼの学校越前大野学校長
	高見 和宏	福井商工会議所常務理事兼事務局長
	松田 三代	JA 五連理事経営管理委員

（2）事務局 （農林水産部）山本副部長（技術）、竹内森づくり課長、灰谷森づくり課参事
（土 木 部）西出副部長（技術）、田中道路建設課長、湯原河川課長、
辻岡砂防防災課長
（総 務 部）船木財政課長、岸本財政課参事

4 議事概要

（1）開会

（2）あいさつ

（3）再評価対象事業の概要説明、審議

（資料：再評価対象事業一覧表、再評価調書ほか）

【農林水産部評価対象事業】

（会 長）農林水産部の再評価対象事業について説明を求める。

No. 1 林道事業（若狭遠敷線）

（事務局からNo. 1の事業内容を説明）

（委 員）落石により、川側への拡幅に変更したというのは、どの部分か。

（事 務 局）（スライド8の図面で）赤がこれから整備する部分。川側拡幅に変更したのは、
終点の下根来から赤線となっている部分のことである。

（会 長）過去の経緯において、H27にシカの食害による対策とあるが、最近、山から動物
が下りてくるといった状況がある。森づくり課として、林道を整備することで、
木材の生産以外に森林の役割を創出していることはあるか。

（事 務 局）間伐によって、木々の間に陽が差し込むようになり、草等が生えることで、水源
涵養や土砂災害の防止といった公益的機能の発揮につながる。

（会 長）シカの食害対策とは具体的にどのようなものか。

（事 務 局）シカが草を食べると斜面がむき出しになる。通常、斜面には草を生やして保護す

るが、シカは急な斜面でも登ることができ、草を食べてしまう。なので、通常と同じように草を生やして、その 20cm くらい上にワイヤーの網を設置することで、シカの食害を防止している。

(委員) 効果の説明で、生産量 1,300m³/年が 3,500m³/年となるとあったが、3,500m³/年というのは、最大量ということか？それとも、いつもこのくらいのペースで生産していけるということか。

(事務局) 間伐は 10～15 年という単位でシフトするが、この数字は、3,500m³/年をコンスタントに出していくという意味。

(委員) コスト等含めて、将来さばける量なのか。3,500m³/年 出していくことを期待できる見込みはあるのか。

(事務局) 将来は、大型トレーラーや林業機械を入れることができるようになる。するとコスト削減につながり、間伐が進む。

(委員) 落石が H30 に発生したことで対応が必要となったとのことだが、まだ整備の残っている区間については、今回のように何か起こってから対応するのか。

(事務局) 今回の落石が起こった後、他の区間についても確認している。その結果、今回対策が必要となった区間は、急峻で大きな岩塊もあり、危険なので対策が必要だが、他の区間は落石は起こらないと判断している。

(会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委員) 異議なし。

【土木部評価対象事業】

(会長) 土木部の再評価対象事業について説明を求める。

No. 9 道路改良事業 ((主) 丸岡川西線)

(事務局から No. 9 の事業は、昨年に新たな橋が完成し、旧橋の撤去が残るのみであり、総事業費の増額もなく進捗しており、各委員に事前送付された調書で事業内容も確認できることから、説明を省略する旨を説明)

No. 1 道路改良事業 ((一) 常神三方線)

No. 4 砂防事業 (神谷川)

No. 1 2 急傾斜地崩壊対策事業 (下天下地区)

(事務局から No. 1、4、1 2 の事業は、調書によると総事業費の変更はないものの、事業地の地籍混乱による境界確定や用地取得に不測の日数を要したため事業期間が延長した事業であることから、これらについても同様に説明を省略する旨を説明)

No. 2 砂防事業 (毘紗川)

(事務局から No. 2 の事業内容を説明)

(委員) 堰堤が満砂になったら堰堤の効果がなくなるのではなく、満砂になってからも土

砂を溜める効果があることを一般の方にも伝えてほしい。

- (会 長) 説明用図面にはスリットが書かれていないが、スリットがない構造か。
- (事 務 局) 堰堤の中央部がスリットになっているタイプとコンクリートで塞がっているタイプがある。昆紗川はコンクリートで塞がっているタイプであり、上流から流れてきた土砂を全て止める構造である。スリット型は、通常時には土砂を下流へ流し、土砂を供給しており、異常時には土砂を止める構造である。
- (会 長) 3基から1基になり、事業費は減額になっているが、減額になった予算はどのように扱われるのか。
- (事 務 局) 全体事業費を減額し、減額した必要な額で国に要求し精算していく。
- (委 員) 減額になることはいいことだと思うが、事業の効果は変わらないのか。
- (事 務 局) 上流にある不安定土砂量に対して構造物を設計しているのだから、調査結果から、必要な土砂量に対して必要な堰堤を造る。下流へ土石流を流さない効果としては変わらない。
- (会 長) 最初の説明であった土砂災害警戒区域であるが、ホームページでは、法律とか関係部署の区分をクリックするようになっているが、一般の方は、自分の家が急傾斜地にあるのかとか土石流危険区域にあるのかなどに興味があり、どの法律とか、どこの部署が担当しているかには興味はない。もっと県民市民にわかりやすいホームページにしてほしい。
- (事 務 局) 今後、改善していく。
- (会 長) 本事業については、特に問題ないと思うので、見直しの上「継続」の評価でよろしいか。
- (委 員) 異議なし。

No.3 砂防事業（代谷川）

（事務局からNo.3の事業内容を説明）

- (委 員) 埋蔵文化財の発掘調査の増額のコスト負担はこの事業で行うのか。文化財の予算にはならないのか。
- (事 務 局) 砂防事業の中で負担する。
- (委 員) どの事業でも同じか。
- (事 務 局) 事業側が負担している。
- (委 員) 発掘されたものを壊して、構造物を造ることになるのか。
- (事 務 局) 砂防堰堤を造る箇所は、壊すことになるが、土砂を貯める箇所は構造物を造らないので、土砂が被るだけである。
- (委 員) 埋蔵文化財が発見されたことで事業期間が延びると、労務費や機械経費等の高騰による影響が大きくなる可能性がある。もし埋蔵文化財が出なければ、社会経済情勢の変化はそこまでではなかったのではないか。
- (事 務 局) 社会経済情勢の変化により物価が上昇すれば事業費は増えることになる。
- (事 務 局) 労務や資材の単価については、年度毎に実態調査を行った上で、適正に発注して

いる。今回審議いただく全ての事業については、前回の再評価委員会以降にかかる事業費に対し、社会経済情勢の変化に伴う増額は、多いところで約20%となっている。例えば、労務費については年々高騰する傾向にあり、前回の評価時に比べると事業によっても異なるが、5%から20%ぐらいの増額幅がある。資材費については、コンクリートでいうと、地域にもよるが、年々単価が上がっている。鉄関係については、上がったたり下がったりを繰り返している。工事に係る諸経費とは、仮設に係る費用や現場を運営していく費用のことをいうが、実態調査を反映した結果により、年々上がっている。

- (会長) 埋蔵文化財が埋まっている可能性がある範囲の地図を見て、事業箇所をその範囲から外すことはしないのか。この事業でいうと、埋蔵文化財の調査は全体事業費の15%の費用がかかっているが、その範囲を外せばその費用がなくなるのではないか。
- (事務局) 砂防事業では、現地で一番適正な箇所を選定しているので、埋蔵文化財があるからといって外したりはしていない。重要な建物などは外している。
- (事務局) 道路事業では、経済性、施工性、走行性を含め総合的に考えてルートを決定している。その中で、どうしても埋蔵文化財にかかるものは仕方がないと考えている。
- (委員) 埋蔵文化財の地図を作った方に聞いたところ、おおまかな範囲を示しただけで、正確な範囲ではないと言っていた。範囲に入れば、埋蔵文化財の担当職員の立ち合いや試掘をしなければならない。
- (事務局) 埋蔵文化財の範囲の近くにおける工事でも、埋蔵文化財の担当職員に助言してもらい、事業を進めている。
- (委員) 埋蔵文化財の重要度にもよるが、事業開始時に地元の方へ埋蔵文化財がある可能性があることを説明しているのか。
- (事務局) 地元には事業の効果の説明はしているが、埋蔵文化財については説明していない。
- (委員) 工事の目的や効果の説明は当然であるが、文化的なものは地域の財産であるので、埋まってしまうことを説明しなくていいか疑問である。地元も埋蔵文化財があることがわかったほうがいいのではないか。
- (事務局) 今回の事業で発掘される埋蔵文化財は、現地には残らないが、記録保存される。地元の説明については、今後検討していきたい。
- (会長) 出てきたものは保存されるのか。
- (事務局) 保存される。
- (会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

No.5 広域河川改修事業（二級河川 笹の川）

(事務局からNo.5の事業内容を説明)

- (会長) 再評価調書上では事業採択平成27年度で、工事着手が平成29年度、用地着手は令和2年度となっているが、この工事は用地の買収を要するところがあると思うのだ

が、来迎寺橋の撤去についてはそういうことは必要なかったのか。

(事務局) これまで架かっていた橋を撤去するものであり、用地買収等は必要ない。

(会長) 護岸工事を進めていくうえで必要になってくるということか。

(事務局) 護岸の他、今後橋を架け替えるものについては、架け替えの際に外側へ道路が張り出すため、新たな用地取得が必要となる。

当事業は市の中心部で行う事業であることから、あまり川幅を広げないよう、河床を掘ったり、護岸を立てたり、橋を動かしたりという整備内容としており、事業の最初から用地がかかるような工程ではない。

(委員) 再評価調書の治水安全度とはどういうものか。

(事務局) それぞれの川ごとに河川整備の基本方針を定めており、流域をどのように安全にするかを決め、それぞれの河川で概ね 30 年程度の期間で事業を行うための整備計画を立てるときに目標値として出てくるもの。当河川はかなりの人家が集中するエリアであり、50 年に一度ぐらい降る程度の雨の際に流れてくる水の量を安全に流せるよう設定している。

(会長) 堤防の整備というのは時間がかかると思われるが、下流側から順次整備し、その効果が工事の進捗とともに危険性が減っていくという区割りをしているのか。

(事務局) おっしゃる通り、当河川は河口側から整備を行っている。

(委員) 道路事業にも関連するかもしれないが、完成年度は変わらないのか。

(事務局) そうである。

(委員) 増額理由は社会経済情勢の変化のみとなっている。他の事業を見ると社会情勢等を理由としたものが記載されているものとないものがあるが、どのように見たらいいのか。同じ種類の事業なのに、増額があつたりなかったりするの理解し難い。

(事務局) 河川事業については、すべての事業で社会情勢等による増額を見込んでいる。

(委員) 道路事業は社会情勢等の増額について書かれていたりなかったり、事業期間が延びる場合はそれだけ社会情勢増等がかかるのはわかる気がするが、中身が違うからということか。

(事務局) 道路事業の場合、全体事業費の変更なしと記載されているものについては、実は社会情勢等の変化で増額となっているが、例えばルート見直し等で用地費や工事費が減額され、その増減額が相殺されていることから変更なしと記載している。

(委員) もう少し具体的な増減の内容がわかるようにしてほしいと思う。

(会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委員) 異議なし。

No.6 総合流域防災事業（一級河川 七瀬川）

(事務局からNo.6の事業内容を説明)

(会長) 再評価調書によると事業目的のところ、治水安全度を 1/1.1 から 1/2.5 に高めるとある。先ほどの笹の川では 1/50 を目安と記載されている。ということは、この河川は切迫しているというか非常に危険性が高い河川ということだが、改修して

もそれほど安全度は高まらないという理解でよろしいか。

(事務局) そこにある守るべき資産の量がどれだけかということで、先ほど説明した笹の川の家屋が密集している敦賀市中心部と、山間部に集落が点在しているような箇所差が出ています。それに合った安全度にどうしてもなってしまう。

(会長) それだけの費用をかけて整備しても2年か3年に1回は浸水が起こってしまうという想定でよろしいか。

(事務局) 治水安全度が1/2、1/5と上がっていても倍に倍にと流下能力が増えていくわけではなく、確率論の話なので、もともと治水安全度1/1.1の悪いところが80m³/sしか流れないところを2倍超増やすことになるので、流下能力としては大きく上がる。治水安全度の指標で説明すると少ししか安全度は上がらない見え方になるが、1/50が1/100になったところで流下能力は倍になるわけではない。治水安全度という表現は非常にわかりにくいですが、流下能力で見ると七瀬川も流量は倍以上となるため、安全度は増すという考えである。

(会長) 住民の目線だと流量よりはどれくらいその河川が危険かというほうが気になる。事業期間が長くなるということもあるし、事業を行っても安全性が上がらないとなると、もうちょっと工夫が必要だなと一般的な意見としてはあるのではないかと感じる。

(会長) 残土の受入先がなく、処分場へ運搬したとあるが、処分場はどこになるのか。

(事務局) 福井市佐野町と福井市末町に運搬している。

(会長) 佐野町とは佐野温泉のところか。

(事務局) そうである。佐野町は七瀬川の事業箇所より1.5km程度離れたところだが、その処分場だけでは足りず、16.5km離れた末町の処分場に搬出したため増額となっている。

(会長) 本日午前中の現場視察において、白方バイパスの改良工事で良質な路盤路床材料がないため地盤改良を行っているとのことだが、白方バイパスに近い七瀬川の残土を使うことはできなかったのか。

(事務局) 県の事業は、どの時期にどの現場から土が出て、どこで必要なかを随時調整している。他の事業でもこの話は出てくるが、時期が合うとか合わないなどは必ずあって、需要供給がびたりとはまってくることはない。

(事務局) 道路事業についてもしっかりと工程調整を行い、使えるものは使うということで、できる限りコスト削減を図れるように努めている。今回、七瀬川とは工程が調整できず、同じエリア内の圃場整備の土を使用しているが、土質が悪く改良を行ったという結果になっている。

(会長) 今の説明で、受け入れ先がなくなりとあるが、もともとは受け入れ先があったのか。

(事務局) 受け入れできるはずと想定していた。

(会長) 河川法線を見直したがために土の質が変わったことで受け入れられないのか、必要なくなったのかどちらか。

(事務局) もともとは付近の圃場整備と連携して残土を活用する予定であったが、受け入れ先とのスケジュールが合わなくなったことが主な理由である。今回、河川法線は無関

係。

- (会 長) 住民の安全確保という意味で非常に大切な工事だと思うので、結構時間がかかるわけだが、住民の理解を得ながら用地買収でかなり時間を取ったということだが、そういう危険性があるということをご理解いただいた上で、なるべく早期に完成するようご尽力いただきたい。
- (会 長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- (委 員) 異議なし。

No. 7 広域河川改修事業（一級河川 大蓮寺川）

(事務局からNo. 7の事業内容を説明)

- (会 長) 当初は埋蔵文化財の範囲は狭かったのに、埋蔵文化財が見つかり領域が広がってしまい、1億円の費用が余計にかかるということか。
- (事 務 局) そうである。
- (会 長) 先ほどの説明で勝山市が調査をされると説明されていたが、勝山市が調査する費用を県で捻出するということか。
- (事 務 局) これは県の事業のため、埋蔵文化財の調査は県の教育部局にお願いする。費用は本事業費で負担する。
- (会 長) ご説明の中では市で調査と聞いたが。
- (事 務 局) 遺跡の範囲があまりにも増え、全体の工程が延びる中で、勝山市からもこの事業の進捗についてご要望をいただいているので、市へ協力を仰ぎ、調査パーティ数を確保していただくという協議は進めている。新規文化財の範囲を指定するのは勝山市の文化部局の範疇となる。
- (委 員) ボックスカルバートの断面図について、土留め矢板を打って、開削し、ボックスカルバートを施工し、埋め戻したあとの地表面は4.5m幅員の車道になるのか。
- (事 務 局) ボックスカルバートは現道の下に入ることとなる。
- (委 員) 推進の断面図については、車道の横で人が通っているような図となっているが、現道は片側1車線か2車線なのか。
- (事 務 局) ボックスカルバートの図面では、矢板施工時の車両切り回しを表したものとなっていて、矢板施工時は歩道部分に車道を一度通して施工完了後に推進の図のように元の片側1車線の車道に戻すこととしている。
- (委 員) 車の通行止めに伴う損失もお金で算出することができない性質だと思うので、工事に伴う影響に配慮するようお願いしたい。
- (委 員) 2つの放水路の計画で、先行して元禄線を進めることとしているが、いつぐらいに終わる予定か。放水路立石線は放水路元禄線が終わってから着手するのか、それとも並行して施工するのか。
- (事 務 局) 令和6年度に放水路元禄線を完成させる予定。放水路は完成しないと効果を全く発揮しないため、放水路元禄線を集中して施工し、効果を発揮してから次の放水路立石線に着手する。

(委員) それは令和何年度になるのか。

(事務局) 放水路元祿線は令和6年度に、放水路立石線は全体事業期間中に終わる。

(会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委員) 異議なし。

No.8 道路改良事業(国道416号)

(事務局からNo.8の事業内容を説明)

(会長) 地盤が軟弱であることから、橋梁部と横断水路部は深いところまで深層混合による地盤改良を、道路部は圧密を促進させ、プレロードによる対策を行っている。関連する圃場整備の地盤情報や、ジオステーション、県のボーリングデータベースなどを活用し、事前に地盤状況のある程度把握することが可能であると考え。事業費が54億円から78億円に5割近くあがっていることから、このようなことがないよう事前に地盤状況を把握し事業計画をたてる必要がある。そのためにも、国、県、市で情報共有をしていくことが重要だと考える。

(委員) 事業費の増額が大きいですが、国には限度額などの規定はないのか。

(事務局) 限度額の規定はないが国からの補助であることから、理解が得られるよう国と協議をすすめていきたい。また、当初からの増額ができるだけないよう関係部局で連携するとともに、データの蓄積や活用を行い、このような増額がないよう今後努めていきたい。

(会長) 埋蔵文化財の調査範囲は、その遺跡の重要度などで決定しているのか。

(事務局) 埋蔵文化財の範囲に入っている場合、担当課と協議し、まず試掘を行う。その結果、担当課が慎重工事、工事立会、または発掘調査の指示を行う。今回の事業では、試掘の結果、発掘調査が必要となった。

(会長) 先ほどの放水路と同じで、道路はつながらないとその機能が100%発揮されないことから、早期完成を図る必要がある。

この事業だけではないが、埋蔵文化財調査で増額になったり事業期間が延伸されたりしている。県民の立場からすると、どのような発見があったかなどの情報発信が十分されておらず、単に事務的にすすめられているという感じを受ける。埋蔵文化財の担当課の方で、調査結果の広報や調査途中での説明会の開催など、埋蔵文化財の価値についてもっと情報発信をするべきではないかと思う。

(事務局) 公共事業全体についていえることだが、埋蔵文化財調査はお金をかけてやっていることから、調査結果を発信することについて、埋蔵文化財の担当課と相談しながら考えていきたい。

(会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。

(委員) 異議なし。

No.10 建設ダム事業(吉野瀬川ダム)

(事務局からNo.11の事業内容を説明)

- (委員) 地質が悪いことで26億円増えるとの説明だが、基礎処理のことも含めているのか。
- (事務局) 26億円の中に含めている。
- (会長) まだダム本体工事に入っていないが、事業費として、ダム本体工事が26億円増えて約100億円になった感じなのか。
- (事務局) 事業費としては、ダム本体工事だけでなく付替道路工事などでも増額となっている。
- (委員) 仮排水トンネルは、工事完了後どうするのか。
- (事務局) 閉塞する。
- (会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

No.11 砂防事業(田ノ谷川)

(事務局からNo.11の事業内容を説明)

- (会長) 大安禅寺との協議について、堰堤1号の終盤に堰堤2号の説明を行ったと説明があったが、堰堤1号、2号ともに工事を始める前に説明は行っていないのか。
- (事務局) 説明はしていたが、施工前に再度説明した際に、再度検討したいと言われた。
- (会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

No.13 急傾斜地崩壊対策事業(花堂地区)

(事務局からNo.13の事業内容を説明)

- (委員) 説明用図面の写真であるが、道路を挟んで左側に新設擁壁、右側に既設擁壁があり、両方ともに落石防護柵が設置されている。この落石防護柵は二重対策とならないのか。上部にある落石防護柵だけで十分ではないのか。
- (事務局) 既設擁壁だけでは、崩壊した土砂の捕捉量が足りないため、新設擁壁を設置している。
- (委員) 吹付法枠工は崩壊そのものを止める対策だが、既設擁壁の前面補強は既設擁壁を守るだけのものではないのか。
- (事務局) 衝撃力を考慮しており、そのための補強である。崩壊した土砂に耐えられる構造にしている。
- (委員) 落石防護柵の位置は変えていないので、捕捉する土砂量は変えていないということでもいいのか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 擁壁を新たに造るのと吹付法枠を造るのとでは、どちらが経済的になるのか。
- (事務局) 吹付法枠の方が高くなる。吹付法枠にするか、既設擁壁の補強をするかは人家との距離で決めている。
- (会長) 対策をすることで土砂災害警戒区域等は消えるのか。

- (事務局) レッド(土砂災害特別警戒区域)は土砂量などを計算によって範囲を決まっているので消える。イエロー(土砂災害警戒区域)は地形条件から決められているため、消えない。ただし、斜面がなくなれば消える。
- (会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

No. 1 4 広域河川改修事業(一級河川 天王川)

(事務局からNo. 1 4の事業内容を説明)

- (会長) 今年の豪雨は全国で本川の水位が上がり、支流の水が流下できなくなり洪水が発生してしまいましたが、本県においては日野川の整備が進み、日野川自体の水位の上がり方が減っていると伺っているが、それで間違いないか。
- (事務局) そうである。整備は国が実施している事業区間にあたる。
- (会長) 浅水川や和田川や天王川が合流する部分になるが、天王川の事業区間2,000m間より日野川合流点までの整備状況はどうなっているか。
- (事務局) 日野川交流点から整備計画区間までのところは改修済みである。
- (会長) 下流側から随時整備していくほうが効果的であるということによろしいか。
- (事務局) そうである。
- (会長) 後学のために伺うが、急傾斜地の工事の場合、用地の一部は寄付というかたちで処理できる場合があると伺ったが、それはどういう場合か。
- (事務局) 買収斜面の持ち主と受益者が同じ場合については寄付していただいている。対策すべき斜面の持ち主と受益者が違う場合、対策すべき斜面を買収する。
- (会長) 河川事業の場合、工事を行うことで浸水域や浸水深が減少するという受益があると思うが、その受益範囲に入っている方が対策箇所の土地を持っていたとしても、これは通常通り買収しなければならないのか。
- (事務局) 河道の中でない限り買収する必要がある。寄付いただけるのであれば受け付けたい。
- (会長) 本事業については「継続」の評価でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

その他

- (会長) 説明を省略した事業について、ご意見はありませんか。
- (会長) No. 1の費用対効果が1.01となっており、当初計画時はもう少し大きな数字だったのではないかと思う。今後、人口が減少していく中で今までの費用対効果という指標でやっていると、1を下回る事業も出てくると考えられる。そういう場合の指標について、県の考え方はあるのか。先ほどの急傾斜崩壊対策事業の避難誘導のように、社会基盤施設やその維持管理費を減らしていく必要があるが、そういう方向性について何か示されているものがあるのか。
- (事務局) 道路については、例えば防災の観点などの効果を組み込んでいくことを国で検証しているようだが、まだ実現されていない。費用対効果について、他に取り込めるも

のがないか国の検証状況や他県の動向をみながら県として検討していきたい。

(委員) 常神三方線の現在の道路は廃道になるのか。

(事務局) 若狭町に管理を移管することになる。

(委員) 廃道にするかどうかは町の判断ということか。

(事務局) そうである。

(事務局) 廃道にすると一般車両は通れないが、山の管理のため特定の人を通れるようにしているケースもある。

(委員) ケースバイケースということか。

(事務局) そうである。

【総括】

(会長) それでは、合計15事業について、すべて「継続」という判断でよろしいか。

(委員) 異議なし。

(会長) 今日の評価委員会の意見や結論を踏まえて、今後事業にあたっていただきたい。

(4) 閉会